

街路樹

道徳の教科化に向けて



10月

～特別支援学校参観講座から～ 特別支援教育

学校教育法施行規則の一部改正により、教育課程における「道徳」が「特別の教科である道徳」となる。

施行期日は、小学校は平成30年4月1日、中学校は平成31年4月1日であるが、移行措置として、今年度より「教育課程の編成及び指導について、その全部または一部について、改正後の学習指導要領の各規程によることができる」となっている。



道徳教育の目標は、『道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと』となり、道徳性を養うという趣旨が明確になった。また、「特別の教科 道徳」の目標は、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を(中：物事を広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の生き方(中：人間としての生き方)についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」となり、育成する資質・能力が明確になった。

さらに、内容については、いじめ問題への対応や児童生徒の発達段階を踏まえ、体系的なものとする観点から改善が図られ、教科書の導入、評価の記述などについて改正された。

しかし、実際に指導する上で、今までとどう変わるのだろうかかと悩む先生も多いのではないと思われる。

指導上の配慮事項としては、「問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど指導方法を工夫すること」となっている。

今まで以上に意識して問題解決的な学習を取り入れることも、教科化に向けての第一歩となるだろう。



10月29日に「道徳教育実践講座」が小名浜第三小学校で行われる。『ロレンゾの友達』という資料を用いて、罪を犯したかもしれない親友が自分に会いに来たらどうすべきかを話し合い、友情についての考えを深める授業を行う。まさに、「友情」「遵法精神」などの道徳的価値についての理解を基に、物事を多面的・多角的に考える授業であり、道徳の教科化に向けて、大変参考になるものと思われる。



先日、いわき養護学校で特別支援学校参観講座を実施しました。

いわき養護学校は、主に知的な発達の遅れのある児童生徒を対象とした通学制の特別支援学校です。小学部から高等部まで、通常学級と重複障がい学級に分かれて学習しています。

受講された先生方がまず驚いたのは、授業に臨む子どもたちの姿でした。担任の先生と共に意欲的に自分の思いや願いを広げ、表出している姿が、とても印象に残ったそうです。それは、先生方が子ども一人一人の特性を理解し、仮説を立てて実践し、検証を繰り返しながら指導しているからです。



また、受講された先生方も目的意識を持って参加されていました。通常学級担任ではありますが、専門性の向上を図るだけでなく、特別支援学校について保護者へ説明できるようにするために参加されている先生方もいました。それは、先を見据え、自らの目で観て実感を伴う理解を図ろうとするためであり、本研修の必要性を改めて実感しました。

特別な支援が必要な児童生徒の将来像を見据え、今、どんな支援がその子にとって必要であり、支援者として何ができるのかを考えるためにも、子どもたちの見方や子どもたちへの関わり方を学ぶことが大切です。



「共生社会」の形成に向け、障がいのある者となない者が共に学ぼうという「インクルーシブ教育の構築」が進められています。「合理的配慮」も含めて、特別支援教育に向けて全職員で学んでいくことが必要です。



～子どもの困り感に寄り添う～ 教育相談部

子どもたちは、生活に余裕があるのだろうかかと相談を受ける度に感じます。相談に来るほとんどの子どもたちには、素直さや純真さが感じられますが、その一方で、保護者の疲れ切った様相が印象に残ってしまいます。相談内容を聞いていくうちに、一番困っているのは保護者という錯覚に陥ってしまいます。

学校という環境の中で、子どもたちは、家庭と違った行動をしなければならぬ場と理解していても、なかなか順応できない子が見られるのではないのでしょうか。子どもたちが、様々な課題を教師や親に提示していきます。

そういった課題だけに気を取られていると母親、教師だけの困り感になってしまうのではないかと危惧されます。

肝心なのは、子どもを取り巻く周りの人たちが本人を良く熟読し、理解し合う中で子どもの「真の困り感」を読み取り、家庭と学校の寄り添う関係づくりをしていくことだと考えます。子どもは一冊の本であるといわれます。誤読しないように気をつけましょう。

